

～押印を省略した請求書には「本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要です～

押印省略の請求書についてのQ & A

Q 1 「本件責任者」及び「担当者」とは誰ですか。

A 1 「本件責任者」とは、この請求書を発行するに際し、権限を有する方をいいます。「担当者」とは、この請求書に関する事務を担当する方をいいます。

Q 2 「債権者」と「本件責任者」が同一の場合、また「本件責任者」と「担当者」が同一の場合でも記載が必要ですか。

A 2 同一の場合でも記載は必要です。

なお、「本件責任者」と「担当者」が同一の場合は、「担当者」欄の記載は「同上」でも支障ありません。

Q 3 個人及び個人事業主からの請求の場合、「本件責任者」及び「担当者」の記載が必要ですか。

A 3 個人及び個人事業主の場合も記載が必要です。

なお、「本件責任者」と「担当者」が同一の場合は、「担当者」欄の記載は「同上」でも支障ありません。

Q 4 「本件責任者」及び「担当者」の氏名等の記載がない押印を省略した請求書は、適法な請求書として受理していただけますか。

A 4 記載のない場合は、受理できません。

Q 5 請求書を電子メールで提出する場合、アドレス先が分かりません。また、ファイル形式の指定はありますか。

A 5 提出先担当課へメールアドレスの確認をしてください。PDF形式の添付ファイルにして送信してください。
パスワードを設定していただくことも可能です。

Q 6 押印のある請求書を電子メールにより提出する場合、「本件責任者」及び「担当者」の記載が必要ですか。

A 6 記載が必要です。電子メールにより提出する請求書は押印を省略した請求書として受理することとなりますので、押印の有無にかかわらず「本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要です。

Q 7 押印を省略した請求書が2枚以上にわたる場合は、割印は省略できますか。

A 7 割印も省略できます。

Q 8 押印を省略した請求書に訂正箇所がある場合は、どうしたらよいですか。

A 8 差替えていただきます。

なお、差替えができない場合は、訂正印（代表者印）により訂正してください。ただし、請求金額は訂正できません。

Q 9 今までどおり、請求書に押印した請求書を提出してよいですか。

A 9 引き続き受理いたします。

Q 10 振込先金融機関、口座番号、口座名義人も記載するのですか。

A 10 従来から記載してもらっていますが、送金間違い防止のため引き続きご記入ください。